主 文 原判決中被告人Aに関する部分を破棄する。 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

理 由

本件控訴の趣意は東京地方検察庁検事正代理検事田中万一名義の控訴趣意書と題する書面に記載されたとおりであるからここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。

案ずるに

本件公訴事実の要旨は「被告人は東京都江戸川区 a b 丁目 B 親睦会会長として、東京国税局江戸川税務署、江戸川区役所より、右会員に対する税の適正賦課、取立、保管等の仕事を依嘱され、右業務に従事中、同会事務員 C と共謀の上、昭和二十四年五月上旬頃から昭和二十五年三月上旬頃迄の間に、前記会員 D 他百二十二名より昭和二十四年度事業税及び所得税金として税務署に納入すべく預り保管中の現金三十七万七千八百七十五円を、その同都内において擅に自己の用途に費消して横領したものである。」

と云うのであるが、

原判決はこれに対し「右記載によれば被告人はD外百二十二名より昭和二十四年五月上旬頃から昭和二十五年三月上旬頃迄の間に預り保管中の現金をその頃自己の用途に費消したというのであるから、その現金は一度に費消したものでないことが窺われる。然るに、横領罪は不法領得の意思が発現したとき即ち費消の都度成立するものであるから、かかる数個の犯罪行為を示すには各個の行為の内容を一々具体的に示し、更に日時場所等を明かにすることによつて一の行為を他の行為より区別しうる程度に明示しなければならない。然るに右起訴状によれば各個の費消横領行為が何ら具体的に示されていない。従つて本件公訴は訴因を特定せずに為されたものであつて刑事訴訟法第二百五十六条第三項に違反し無効である。」として同法第三百三十八条第四号により公訴棄却の言渡をしたものである。

思うに起訴状には公訴事実及び罪名その他を記載しなければならない。公訴事実 は訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するにはできる限り 日時、場所、及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならないことは刑事訴訟法第二百五十六条の規定するところである。同条にいわゆる訴因とは罪となるべき具体的の事実、換言すれば犯罪構成要件に該当する具体的の事実をいい、その特定とは他の訴因と紛れることのない程度に、即ち同一性を認識させ 日時、場所、方法、目的物件の記載によつて罪となるべき事実を 特定するの謂であることは多言を要しない。本件公訴事実によれば被告人は前記親 睦会会長として同会員D外百二十二名から税務署に納入すべく預り保管中の現金合 計三十余万円を昭和二十四年五月上旬頃から同二十五年三月上旬頃迄の間に自己の 用途に費消したと云うのであるからその費消の所為は単に一回に止まらず多数回に 上つていたものと推認されることは原審の説示するとおりである。そして横領罪は 不法領得の意思が発現したときに成立するものであるから、原審が本件について個 々の費消行為により各独立の横領罪が成立するものとして、各別に訴因の特定を要 するものとしたのは、一理なしとしない。しかし本件公訴事実として記載されている事実は前記のように、被告人が右親睦会会長として会員の税金の適正賦課取立等 の事務に従事していたと云う同一の社会的事実関係に基き、被告人が右会員より税 金として納付する為預り保管するようになつた同一性質の金員を単一又は継続した 犯意の下にいずれも自己の用途に費消したと云うのであつて、その所為の態様も軌 を一にしたものと認められるのであるから、以上の所為は社会観念上これを包括し て一個の犯罪と認められうるものであり、従つて又その全部を一体として批判の対 象とし〈要旨〉処罰の対象とせらるべき性質のものであるということができる。かく の如く、数個の所為が同一又は継続の犯〈/要旨〉意の下に数回に亙り連続して行わ れ、それが各々同一の犯罪構成要件に該当する場合であつて、且それらの所為が同一の社会的事実関係を基盤としてその犯罪の態様をも同じくする為、これを包括して社会観念上一個の犯罪として処罰の対象とすべきものと認められる場合においては、それらの所為を包括して、一個の犯罪として処断することをうるものと解すべ きである。

蓋し叙上の各所為がこれを個別的に観察すればそれぞれ犯罪構成要件に該当するため全体としては数罪と認められるような場合であつてもこれを包括して一罪として処断することは被告人の利益を害するものでないのみならず、又かくの如く包括的に一罪として認定処断することが却て被告人の刑責を如実に論定しうる所以とも

以上説示したように本件の如く同一又は継続した犯意の下に行われた数個の行為が同一の犯罪構成要件に該当する場合であつて、しかもそれらの行為が同一の社会的事実関係を基盤とし且つその犯罪の態様をも同じうするため、社会観念上これを包括して一個の犯罪として処罰の対象と認められる場合には、それらの行為全部包括的に一個の犯罪として訴追しうべく、裁判所もまた一罪としてこれを認定処断しうるものと解すべきものであるのに、原審は本件起訴にかかる各個の費消行為がそれぞれ独立の横領罪を構成するとの見解に拘泥してその各費消行為の具体的内容を明示しなければいわゆる訴因の特定を欠くものであるとして本件公訴を棄却した違法があるものであつて、検察官のは法令の解釈を誤り、不法に公訴を棄却した違法があるものであつて、検察官の控訴は理由があり、原判決は破棄を免れない。

よつて刑事訴訟法第三百九十七条第四百条本文に従い主文のとおり判決する。 (裁判長判事 三宅富士郎 判事 荒川省三 判事 堀義次)